

秋田港国際コンテナ利用促進奨励金交付要綱

〔平成28年3月28日
市長決裁〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田港の利用促進および本市の貿易の振興に資するため、市長が行う奨励措置のうち、秋田港国際コンテナ利用促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国際定期コンテナ航路 秋田港と他国の間で、月1回以上の頻度で運航するもの（月1回以上の頻度で運航しようとするため、試験的に運航するものを含む。）をいう。
- (2) 荷主 秋田港においてコンテナ貨物1本を満たして積込み又は荷揚げを行う者のうち、船荷証券に荷送人又は荷受人として記載のある者をいう。ただし、混載荷主は除く。

(奨励金の対象事業)

第3条 奨励金の対象となる事業（以下「奨励事業」という。）は、秋田港において国際定期コンテナ航路を利用する事業とする。

2 奨励事業の対象となるコンテナは、奨励金交付決定日の属する年度内に秋田港で船に積込み又は荷揚げされるコンテナとする。

(奨励金の対象経費)

第4条 奨励金の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。ただし、市、県又は国が定める他の奨励金の交付を受けているものは除く。

- (1) 陸上運送費用（コンテナ運搬料）
- (2) 海上運賃
- (3) コンテナヤードにおけるコンテナ取扱い作業費用

- (4) 船荷証券作成費用
 - (5) バンニングおよびデバンニング費用
 - (6) 梱包作業費用
- (奨励金の対象期間)

第5条 この奨励金の対象期間は奨励金交付決定日の属する年度とする。

(奨励金の交付対象者)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 秋田市内に本社又は本部があり、製造、営業等の事業を行っている企業、事業組合等であること。
 - (2) 奨励金の対象期間内に国際定期コンテナ航路を利用する荷主であること。
 - (3) 秋田港国際コンテナ貨物利用計画が、奨励金の対象期間内において50TEU未満であること。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号および同条第2項各号のいずれにも該当しない法人等（同項各号のいずれかに該当する法人等であって、その事実があった後2年を経過したもの（その事実があった後2年を経過したものを代理人、支配人その他の使用人として使用する法人等を含む。）を含む。）であること。
 - (5) 申請の日において本市の指名停止措置を受けていない法人等であること。
 - (6) 申請の日において破産手続、再生手続又は更正手続が開始されていない法人等であること。
 - (7) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しない法人等であること。
 - (8) 市税に滞納がない法人等であること。
- (奨励金の額等)

第7条 奨励金は、予算の範囲内において次に定める額を交付するものとする。

コンテナの種類	1 T E U当たりの額	1事業者当たりの限度
ドライコンテナ	5万円	5 T E Uまで
リーファーコンテナ	7万円	

2 奨励金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(奨励金の交付申請)

第8条 申請者は、奨励金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
 - (2) 事業実施計画書（様式第3号）
 - (3) 法人登記事項証明書（全部事項証明書）
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (奨励金の交付の決定等)

第9条 市長は、前条の奨励金の交付申請があったときは、奨励金の交付の可否を決定し、その旨を奨励金交付決定通知書（様式第4号）又は奨励金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定等に係る標準処理期間は、申請の日から30日以内とする。

(奨励事業の変更等)

第10条 前条第1項の規定により奨励金交付決定通知を受けた者（以下「奨励事業者」という。）は、次に掲げる事由に該当するときは、奨励金対象事業変更申請書（様式第6号）又は奨励金対象事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）により、あらかじめ市長に申請しなければならない。

- (1) 奨励事業に要する経費が奨励金交付額を下回るとき。
- (2) 奨励事業の実施計画を変更するとき。
- (3) 奨励事業を中止し、又は廃止するとき。

2 奨励事業者は、前項各号に掲げる事由以外で申請内容に変更があるときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(奨励事業の変更等の決定等)

第11条 市長は、前条第1項の奨励事業の変更等の申請があったときは、当該変更等の可否を決定し、その旨を、奨励事業の変更にあっては交付決定変更通知書（様式第8号）、奨励事業の中止又は廃止にあっては奨励金対象事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の奨励事業の変更等の決定等に係る標準処理期間は、申請の日から30日以内とする。

(実績報告)

第12条 奨励事業者は、事業終了後（当該事業に係る収支決算が完了した後）30日を経過した日又は奨励金交付決定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、奨励実績報告書（様式第10号）および奨励実績内訳書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 奨励事業者は、前項の奨励実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 奨励事業に関する船荷証券

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、奨励事業者に対し、必要に応じて事業終了前に奨励事業実施状況報告書（様式第12号）の提出を求めることができる。

(奨励金の交付)

第13条 市長は、前条第1項および第2項の報告がなされたときは、速やかに事業の完了を確認し、奨励金を交付するものとする。

2 奨励事業者は、前項の規定による奨励金を請求しようとするときは、請求書（様式第13号）により行うものとする。

(奨励金の交付の取消し等)

第14条 市長は、奨励事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分について既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一

部の返還を命ずることができる。

- (1) 奨励金の交付後、第6条の要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 秋田港国際コンテナ貨物利用実績が、奨励金の対象期間内において50TEU以上になったことが判明したとき。
- (3) 提出された書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。
- (4) 奨励事業の施行方法が不適正であると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(調査等)

第15条 市長は、奨励金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、奨励事業者に報告をさせ、又は職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(帳簿等の保存期間)

第16条 奨励金の交付を受けた者は、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、事業完了後5年間保管しておかなければならぬ。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。